

平成29年度行政評価2次評価結果

施策名	多様なニーズに対応した住宅の整備		
総合計画の 体系	第 6 章	安全で魅力的なまちづくり	
	第 3 節	良好な住宅・住環境づくり	
	第 1 細節	多様なニーズに対応した住宅の整備	

1 施策評価

部名		都市計画部	2次評価結果に対する対応 (施策)
1 次 評 価	担当部による 施策の点検	<p>公営住宅長寿命化計画に基づき、適切な管理運営を行うことが重要であるとともに、老朽化した既存ストックの効率的かつ円滑な更新を行い、市営住宅の需要に的確に対応することが課題となっており、効率的かつ円滑な更新を実現するうえで、既存ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくことが重要である。</p> <p>また、住宅の整備に関しては、専門性の高い技術者の育成も必要である。</p>	<p>総合計画や住宅マスタープランの内容を踏まえ、住宅政策の観点から事業を実施するよう改善します。</p>
2 次 評 価	行政評価委員会 での主な意見等	<p>(1)本市の住宅政策において最上位計画に位置づけられる住宅マスタープランの内容を踏まえた評価及び分析が必要である。</p> <p>(2)市営住宅の整備や維持管理が、あくまで住宅政策の一部であることを踏まえたうえで、事業の優先度を見直すべきである。</p> <p>(3)施策及び事業目的の達成を測定する成果指標として、適切ではないものが多く見受けられる。施策の推進や事業実施の効果を明確に示す指標を設定するべきである。</p> <p>(4)行政としての役割を考え、民間事業者とできるだけ競合しないようにするべきである。</p> <p>(5)府営住宅と合わせた公営住宅全体の需給の動きを示されていないため、継続でよいか判断できない。</p>	
	行政評価委員会 による総合評価	<p>他の行政機関や民間事業者との役割分担を明確にしながら、住宅政策という観点から事業を実施すること。また、総合計画や住宅マスタープランの内容を踏まえ、施策の評価や優先順位づけを行うこと。</p>	

2 事務事業評価

優先順位	事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)			2次評価結果に対する対応(事務事業)		
				1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)			
1	687	市営住宅管理事業	住宅政策室	継続	<p>市営住宅は、住宅に困窮する市民へのセーフティネットとしての重要な役割を果たしており、市民ニーズも高く、重点事業と位置づけている。</p> <p>今後は、事業の効率化を図るため、指定管理者制度の導入の検討を進めるとともに、家賃滞納整理業務の強化を含め、適正な管理を実施していくことが必要である。</p>	<p>(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続して行うべきである。</p> <p>(2)住宅マスタープラン、公営住宅等長寿命化計画に基づいた事業内容となっているか、またそれを判断する活動指標となっているかについて検証が必要である。</p> <p>(3)事業目的に対する効果を測定する成果指標として「家賃徴収率」は適切とは言えないのではないか。</p> <p>(4)指定管理者制度の導入の検討を進めるとあるが、具体的にどう進める予定なのか。メリット・デメリットも含めて検討し、改善・見直しに取り組むべきである。</p> <p>(5)所有物件に対して、使用可能物件が少ないように思われる。物件によって改修・売却の計画が必要である。</p> <p>(6)主な対象が低所得者であることを踏まえると、福祉の視点からも優先度が高い事業である。福祉施策と連動させて事業を実施すべきである。</p> <p>(7)住宅確保要配慮者への住宅供給には、高齢者や障がい者とともに、子育て世帯へもバリアフリーの視点が必要である。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>住宅マスタープラン及び公営住宅等長寿命化計画に基づく進行管理を行うために、適切な指標の設定を再確認するとともに、市営住宅の適正かつ効率的な運営のための改善も含め検討を行います。</p>

優先順位	事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)			2次評価結果に対する対応(事務事業)	
				1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)		
2	1090	住宅政策事業	住宅政策室	継続	<p>マンション管理組合ネットワークの自立を支援することで、事業実施主体を行政から市民へシフトし、協働で取り組む。</p> <p>(5)持続可能性の項目③の点数が1点の理由については、北摂各市で定期的かつ継続的に事業を実施している事例がないため。</p>	<p>(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続して行うべきである。</p> <p>(2)ニーズの多様化や設備の高度化などによりマンション管理が困難になってきている中で、良好な住環境を維持していくために、自治体がこれを支援することには一定の意義があると思われる。</p> <p>(3)成果指標は、マンション総数を母数としたうえでの比率でない、評価できないのではないのか。</p> <p>(4)公営住宅等長寿命化計画策定事業及び住宅マスタープラン事業と統合して評価する方がよいのではないのか。</p> <p>(5)相談とセミナーについては、民間に任せると考える。ただし、自主管理をしている組合に対してのみ、ネットワークの構築などを支援してはどうか。</p> <p>(6)セーフティネット対策である事業よりも優先度が高いのか。</p>	<p>改善見直し</p> <p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>本市の居住形態の大きな特徴となっている分譲マンションへの維持管理等に対する支援は、「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」において行政の努力義務とされています。住宅セーフティネットも含め、住宅マスタープランに位置づけた事業として適切な進行管理を行うよう努めます。</p>
3	1092	借上型市営住宅管理事業	住宅政策室	継続	<p>借上期間満了に伴う、契約更新の問題や既存借上型市営住宅の場合、一般入居者とのコミュニケーションの問題があるが、民間住宅の活用により、高齢者や障がい者世帯、子育て世帯などの住宅確保要配慮者に対して、良質な住宅を供給することで、安心して安全に暮らせる住まいづくりが実現できる。</p>	<p>(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続して行うべきである。</p> <p>(2)活動指標と成果指標ともに、事業目的の達成度を測るための指標として適切であるとは言えない。高齢者や障がい者の中で、本事業の対象とすべき人々をどれだけ収容できているか、把握する必要があるのではないのか。</p> <p>(3)事業目的の達成状況や事業効果を判断し、今後の事業の方向性を明らかにできる指標の設定が必要である。</p> <p>(4)借上型市営住宅整備事業と統合して評価する方がよいのではないのか。</p> <p>(5)事業の持続可能性が低いのは、長期の借上げが原因であるように感じた。必要に応じて契約内容をチェックすべきである。</p> <p>(6)既存借上事業は、市営住宅建設や新規借上と比較してコストを低減できる場合に限るべきである。</p> <p>(7)一般入居者とのコミュニケーションが問題であるなら、良質な住宅の供給はできて、安心・安全な生活とはならないのではないのか。</p>	<p>改善見直し</p> <p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>民間賃貸住宅ストックの有効活用の視点から既存借上げ制度による市営住宅の供給であり、主に子育て世帯などステップアップを期待できる世帯に対し、期間限定で住宅を提供する制度として実施しています。コスト比較では市建設型よりも長期的には不利となりますが、必要な地域に必要な戸数を供給することができるメリットも大きいと考えています。老朽化した市建設型市営住宅の建て替えも進んでいることから、今後の市営住宅等長寿命化計画において、適切な指針の設定のもと、事業に取り組めます。</p>

優先順位	事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)			2次評価結果に対する対応(事務事業)		
				1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)			
4	1093	借上型市営住宅整備事業	住宅政策室	継続	<p>市が建設する建設型市営住宅と比較すると、初期の土地の取得費及び建設費が不要であることから、市営住宅の整備の方法の一つとして評価できる。</p> <p>なお、評価項目のうち、(5)持続可能性の項目③の点数が1点の理由については、北摂各市で類似事業がないため。</p>	<p>(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続して行うべきである。</p> <p>(2)建設型と借上型の市営住宅整備事業のそれぞれの事業目的が明確になっておらず、どちらの事業を選択するのか、その基本的な考え方や基準なども不明確である。</p> <p>(3)住宅マスタープランでは、今後の新たな住宅供給を借上型で対応するといった記載があるが、この供給目標を達成していないのであれば、本事業の優先度は高いのではないか。</p> <p>(4)借上型市営住宅管理事業と統合して評価する方がよいのではないか。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>建設型の借上げ型市営住宅については、竣工後20年間、市営住宅として借上げを前提に建設補助金を交付して民間の土地所有者等に共同住宅を建設していただきますが、制度開始の平成6年頃と比較し、既存民間住宅ストックを有効に活用する方式にシフトしています。</p> <p>今後の住宅マスタープランならびに公営住宅等長寿命化計画において、市営住宅のあり方も含め総合的に判断を行うことが必要と考えています。</p>
5	1310	公営住宅等長寿命化計画策定事業	住宅政策室	継続	<p>本市の市営住宅の維持管理に関する実施計画であり、社会資本整備総合交付金の活用のためには本計画の策定が必須となる。交付金を最大限に活用し、計画的な改善、建替事業の実施を行う。</p>	<p>(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続して行うべきである。</p> <p>(2)計画策定の事業を評価することは難しい。しかし、策定までの投入コストや投入職員数を数値化することは可能である。行政活動を把握するために工夫するべきである。</p> <p>(3)公営住宅等長寿命化計画は、住宅資産の今後の保全及び更新のコスト抑制を図っていくうえで重要な計画であると考えられるため、本事業の優先度は高いのではないか。</p> <p>(4)住宅政策事業及び住宅マスタープラン事業と統合して評価する方がよいのではないか。</p> <p>(5)公営住宅等長寿命化計画の策定にあたっては、ストック活用のためのコストと建替や集約のコストを十分に比較しながら進めていく必要がある。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>本市の住宅政策のあり方を住宅マスタープランにおいて示していますが、その一部分として、住宅セーフティネットの役割を果たす市営住宅については、その適正な維持管理を行うための公営住宅等長寿命化計画を作成しています。</p> <p>住宅マスタープランと比較して、公営住宅等長寿命化計画は、市営住宅の維持管理についてのアクションプログラムであること、国の交付金と密接に関連することからも、異なる性格を持つものと判断しています。</p> <p>今後も市営住宅ストックの有効活用と良好な住環境を提供するために事業に取り組めます。</p>

優先 順位	事務事 業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)			2次評価結果に対する対応 (事務事業)		
				1次評価 (担当室課)		行政評価委員会での 主な意見等		2次評価 (行政評価委員会)	
6	1311	住宅マスタープラン 策定事業	住宅政策 室	継続	本市の住宅に関する長期的総合的な 基本計画であり、住宅に関する施策を位 置づけるものである。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標 を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の 改善を継続して行うべきである。 (2)計画策定の事業を評価することは難しい。し かし、策定までの投入コストや投入職員数を数 値化することは可能である。行政活動を把握す るために工夫するべきである。 (3)住宅マスタープランは、各事業実施におい ての根幹となる計画であるため、本事業の優先 度は最高位であると考ええる。 (4)住宅政策事業及び公営住宅等長寿命化計 画策定事業と統合して評価する方がよいのでは ないか。 (5)住宅マスタープランに掲げる目標の実現に 向けて、民間事業者や行政による住宅の開発を 誘導する方策を実施していくとともに、その評価 を逐次行う必要がある。	改善見直し	左記「行政評価委員会 での主な意見等」を踏ま え、適切な指標を設定す るとともに、継続的な事業 改善に取り組むこと。	住宅マスタープランは住宅に関する各 種事業の根幹となる計画であり、10年 の計画期間において掲げる目標を実 現するために取り組む施策を、適切な 指標を設定して進行管理を行うよう努 めます。

平成29年度行政評価2次評価結果

施策名	コミュニティ活動の充実		
総合計画の体系	第 2 章	市民自治が育むまちづくり	
	第 1 節	多様なコミュニティ活動の充実による住みよいまちづくり	
	第 1 細節	コミュニティ活動の充実	

1 施策評価

部名		市民部、都市魅力部	2次評価結果に対する対応 (施策)
1次評価	担当部による 施策の点検	<p>市民公益活動団体に対し、専門性や地域の特性を生かした活動が促進されるよう、市民公益活動に関する情報の提供や市民公益活動団体に対する支援を進めることで団体活動の充実を図っています。市民公益活動の担い手不足もあり平成28年度の指標が下がっており、地域住民居場所づくり活動補助金の該当する団体の新規参入を促すことから、団体への補助金交付の要件を検討していく必要があります。市民公益活動の拠点となる市民公益活動センター(ラコルタ)の運営や、市民活動災害保障保険事業による活動の支援が市民公益活動の促進の支えとなっています。また、吹田まつり補助事業においては、今後も持続可能なまつりとなるように、事業経費の精査、事務局運営等についての課題について検討していく必要があります。</p>	<p>コミュニティ活動の充実という施策目的に対して各事業の目的の明確化を図り、施策の推進及び事業実施の効果を客観的に把握できるよう各事業の適切な指標の設定を行います。また、効果的かつ効率的な事業実施となるよう、事業の集約化や外部委託も含め各事業の目的や内容を整理、検討を行います。</p>
2次評価	行政評価委員会での主な意見等	<p>(1) 施策目的と各事業の内容が一致していないのではないか。 (2) 目標に対する達成度を客観的に把握するため、明確かつ計量化しうる指標を設定するべきである。 (3) 事務事業の整理を行い、業務の集約や外部委託を行うなど、業務の効率化と専門性の向上を図るべきである。 (4) 評価調書の「対象」「目標」「結果」の記載内容について、整合性に欠ける。また、事業をあまり細分化せずに、目的を同じくする事業を統合してはどうか。</p>	
	行政評価委員会による総合評価	<p>施策の推進及び事業実施にあたっては、明確な目標を設定するとともに、施策の推進及び事業実施の効果を客観的に把握するため、適切な指標を設定すること。 また、事業目的や内容を整理したうえで、集約化や外部委託を検討するなど、効果的かつ効率的な事業実施に努めること。</p>	

2 事務事業評価

優先順位	事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)	
				1次評価(担当室課)		行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)		
1	206	市民公益活動センター事業	市民自治推進室	継続	市民公益活動センターが開設し、中間支援組織としての役割を担うことによって、市民公益活動を総合的に支援する仕組みが定着してきています。今後も引き続き市民公益活動への支援、団体間の交流・連携の促進により、さらなる市民公益活動の活性化を図ります。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)市が中間支援組織に求めるもの、中間支援組織が市に求めるものについて、明確にする必要がある。 (3)成果指標としては、来場者数のほかに、会議室の利用状況、相談件数、連携事業の件数なども設定してはどうか。 (4)市民に対して団体の活動状況を知らせることは、団体の支援につながると考えられるため、市民公益活動団体の活動状況を公表し、その閲覧数を指標としてはどうか。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	市民の市民公益活動に対する興味を計るため、市民公益活動センターのホームページ更新回数を活動指標として、ホームページアクセス数を成果指標として設定します。また、市民公益活動団体の活動の見せ方について中間支援組織と検討し、団体の支援につながるよう取り組みます。
2	200	自治会活動関係事業	市民自治推進室	継続	自治会活動において、災害時の対策のため市民のコミュニティ機能の充実が期待されております。今後も行政からの適切な情報提供や、活動資金の支援による施策は効果的と考えます。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)自治会加入世帯数は、どちらかという活動指標であると思われる。 (3)成果指標としては、自治会活動への参加数、地域での新たな取組等の数などを設定してはどうか。	継続	1次評価どおりとする。 ただし、左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定すること。	自治会は、単一の自治会で約570団体、概ね小学校区単位の連合自治会で34団体あります。 すべて任意の団体で活動内容も自主的に実施され多岐にわたっており、市ですべてを把握できない活動への参加や新たな取り組みなどを指標化することは現在では困難なため、加入世帯数を指標としていますが、適切な指標の設定については今後も引き続き検討します。

優先順位	事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)			2次評価結果に対する対応(事務事業)		
				1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)			
3	202	市民公益活動促進補助事業	市民自治推進室	継続	<p>市民公益活動促進を図るため、市民公益活動団体が自立して事業を展開できるよう支援を行っていますが、登録団体数については平成28年度に減少しました。市民公益活動団体が抱える課題に対して、検証する必要があります。</p>	<p>(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)市民公益活動促進補助金については、団体の活動が地域社会の活性化にどれほど貢献したかという視点で評価すべきであり、申請団体数と助成総額のみでは十分に評価できないと思われる。 (3)成果指標として、1団体あたりの交付額と団体の活動状況を設定してはどうか。 (4)補助事業の選定とその実施のための支援には、非営利活動の専門家を当てるのが効果的である。 (5)市民公益活動の担い手が減少している背景にはどのような要因があるのか。誰でも参加できる活動のあり方等について検証し、活性化につなげる必要がある。 (6)市民公益活動促進事業と統合して評価する方がよいのではないか。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>補助事業の選定については、従前から非営利活動に見識のある学識経験者を含む市民公益活動審議会に意見を聴いており、また、団体の運営については市民公益活動センターが支援を行える体制にあり、補助団体が目的とする活動を達成できるよう支援を行ってまいります。 市民公益活動センターにおいて実施したアンケートなどを参考にしながら市民公益活動団体の補助金を含む支援のあり方を検証していきます。</p>
4	1559	地域住民居場所づくり活動補助事業	市民自治推進室	拡充	<p>地域住民のつながりを形成するため、市民が集える居場所をつくる団体に対して、活動の大きな課題となっている場所代等の運営費を補助することがその地域で大きな効果を上げていると考えています。世代を越えた交流が生まれ、だれもがその地域の一員となる居場所が形成されます。しかしながら、補助要件が現在の活動団体に合致しない面もあるため、新規申請を促すためにも要件の変更について検討していきます。</p>	<p>(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)評価の説明欄には、「効果をあげている」との記載があるが、分析シートでは有効性が低い結果となっている。また、有効性が低いと判断している一方で、今後の方向性としては「拡充」との判断がなされている。一貫性のある評価をするべきである。 (3)居場所の提供時間や利用者数を指標化してはどうか。 (4)地域の居場所を必要としている人に情報を届け、着実に利用につながるよう、関係部局や関係機関との連携が必要である。 (5)福祉分野などの他分野で行われている既存の補助事業の内容を踏まえ、本事業の役割について整理する必要がある。 (6)新たな居場所づくりではなく、既にある居場所の機能を高めることで、既存の枠組みを継続して使用できることもある。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。 なお、現状の評価が十分とは言えず、「拡充」の必要性について再度検討すること。</p>	<p>今後の方向性を「継続」に見直します。 地域住民居場所づくり活動は福祉分野で行われている既存事業と役割について整理し、関係部局と情報のやりとりを行い、地域の居場所を必要としている人につながる施策の検討を行います。</p>

優先順位	事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)	
				1次評価(担当室課)		行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)		
5	239	吹田まつり補助事業	シティプロモーション推進室	継続	吹田まつりの企画運営は、自治会をはじめとする市民団体等の各種団体により構成される吹田まつり実行委員会が行っていることで、市全体で一体感をもって実施している。財源も市からの補助金だけでなく、実行委員が協賛金を集めて実施しているところであり、市内最大のイベントとして継続させるとともに、市民のみならず観光客の集客も図れるようPRすることが必要と考える。 また、2年後の50周年に向け、企画内容の充実を図り、さらに市民のまつりとなるように改革する必要がある。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)観光客の集客という新たな事業目的も記載されているため、その達成状況を客観的に把握できる指標を設定する必要がある。 (3)成果指標として、観客動員数、協賛・協力団体数を設定してはどうか。 (4)評価にあたっては、類似の規模のイベントとの比較が必要である。	継続	1次評価どおりとする。 ただし、左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定すること。	活動指標に「協賛・協力団体数」を追加設定しました。
6	201	市民公益活動促進事業	市民自治推進室	継続	市民公益活動団体と市が連携し、全体として公共サービスの質を向上させる施策を進めるため、環境整備を図っていくことはとても重要です。市民公益活動団体がより活発に活動を行うため、市民公益活動センターとともに情報公開等様々な支援をしています。市民公益活動審議会において活動の活性化について検討を進めていきます。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)市民公益活動促進の根幹となる事業であるため、事業の優先順位を見直すべきである。 (3)活動指標と成果指標について、事業間で整合性に欠ける取扱いとなっているため、精査が必要である。 (4)市民公益活動促進補助事業と統合して評価の方がよいのではないか。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	事業の優先順位を上位へ位置づけるよう見直します。 市民公益活動センターにおいて実施したアンケート結果を参考にしながら、市民公益活動審議会で市民公益活動の促進を図る取り組みを検討します。

優先順位	事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)	
				1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)			
7	1558	特定非営利活動法人設立認証等事業	市民自治推進室	継続	平成28年10月に権限移譲されて以来、他県や他市からの転入、新規設立の相談などが来ており、申請が身近な市町村でできることにより利便性が高まり法人化の活性化が図られています。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)権限移譲前と比べてどう変わったのか。本市が窓口となったことで何ができ、それが市民公益活動の促進や活性化にどうつながったのかを明確にするべきである。 (3)成果として、NPOに関するニーズなどを入手できるようになったことを示してはどうか。 (4)相談業務は、市民公益活動センター事業に一本化する方がよいのではないか。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	評価指標に設立認証件数など各種届出件数の設定を検討します。 市民公益活動センターと市で役割を分担しながら、本市が窓口になったことによる利点を用いて市民公益活動へのさらなる支援のあり方を検討していきます。
8	204	市民活動災害保障保険事業	市民自治推進室	継続	市民が安心して市民活動を行えるよう、また、市民活動がより活性化されることを目的に、平成17年度に創設した市民活動に対する保険制度です。市主催事業のうち市民活動に類する事業についても、これまでは各担当課で個別に保険加入していましたが、この制度の創設に伴い一本化しています。 事故に対する不安を抱く市民活動団体は多くあることから、平成23年度からは活動者の範囲を在勤・在学者も補償対象者になるように広げて運用しています。また、平成26年度から補償対象の範囲を広げ、例えば、地区市民体育祭において、これまで補償対象外であった見学又は応援をする当該地域住民も補償対象に含めるなど、市民活動支援に寄与しています。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)成果指標として、補償状況を設定してはどうか。 (3)市民活動災害見舞金支給事業と統合して評価する方がよいのではないか。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	成果指標として「補償状況」を設定します。 市民活動災害見舞金支給事業との統合は、民間委託と委託化できない小規模の市直営事業を区分した小事業の組み立てであり、効果的な事業実施について検証を行います。
9	203	吹田ボランティアフェスティバル事業	市民自治推進室	継続	吹田ボランティアフェスティバルは、ボランティア団体の活動紹介、市民との交流の場として、市民のボランティア活動への参加意識を育む事業であると考えております。今後も継続的に行うことで啓発に努めることが必要であると考えます。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)ボランティアフェスティバルは、ボランティア活動を市民に知ってもらう格好の場であるが、参加者数が少ない。参加者数増加に向けた取組が必要である。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	吹田ボランティアフェスティバル実行委員会と連携し、来場者数の増加に向けた取組として、市内の大学生にも協力を依頼することなど周知を広げる検討を行います。

優先順位	事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)					2次評価結果に対する対応 (事務事業)
				1次評価 (担当室課)		行政評価委員会での 主な意見等	2次評価 (行政評価委員会)		
10	205	市民活動災害見舞金支給事業	市民自治推進室	継続	市民活動を円滑に運営するため、また、市民活動災害保障保険制度を補完する制度として発足しました。今後も安心して市民活動を行っていただけるために継続することが望ましいと考えます。	(1)事業の目的を踏まえた活動指標、成果指標を適切に設定し、PDCAサイクルによる事業の改善を継続的に行うべきである。 (2)成果指標として、補償状況を設定してはどうか。 (3)市民活動災害保障保険事業と統合して評価の方がよいのではないか。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	成果指標として「補償状況」を設定します。 市民活動災害保障保険事業との統合は委託化できない小規模の市直営事業と、民間委託を区分した小事業の組み立てであり、効果的な事業実施について検証を行います。

平成29年度行政評価2次評価結果

施策名	子どもの貧困対策(教育の支援)			
総合計画の 体系	第	-	章	-
	第	-	節	-
	第	-	細節	-

1 施策評価 (※)

部名	児童部、福祉部、学校教育部	2次評価結果に対する対応 (施策)
行政評価委員会 での主な意見等	<p>(1) 施策全体の中での、各事務事業の位置付けや優先順位、また、大綱において「経済的支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」に位置づけられる事業と、どう整合性を取りながら事業を進めていくかといった検討は必要であり、そのためには、施策全体の評価を行うことが必要である。</p> <p>(2) 行政需要、活動指標、成果指標がしっかりと理解されておらず、活動指標のところ行政需要が記入され、成果指標のところ活動指標が記入されているものもあった。また、事業目標や事業概要として、複数の目標が示されており、何を目標しているのかがぼやけているところもあった。</p> <p>(3) 事務事業評価シートは、さまざまな判断をする際に基礎資料となるものである。一目で事業を理解できるものとする必要がある。</p> <p>(4) 施策としての重要度は高いと思われるが、事業の整理統合、事業実施の手法や事業間の連携などについて、見直しの余地がある。</p> <p>(5) 子どもの貧困対策は、対処療法ではなく、発生を抑える予防に注力するべきである。</p>	<p>複合的な要因を抱える子供の貧困問題には、すべての部局が連携・協力して取り組んでいくことが重要です。</p> <p>そのために、既存の事業について「子供の貧困対策に資する」という視点で見直し、関連するものを体系的に位置づけた「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針案」を策定し、すべての職員が子供の貧困をしっかり意識し、全庁が共通認識を持って一丸となって取り組んでいきます。</p> <p>同方針では、実施効果の検証に資するだけでなく、見えにくいとされている子供の貧困の可視化に資するものを指標に設定しています。</p>
行政評価委員会 による総合評価	<p>子どもの貧困対策という施策全体の中で、事務事業間での重複部分や隙間部分がないかを総合的に検討するとともに、各事務事業の進捗が把握できる指標設定を行ったうえで、実施効果について検証を行うこと。</p> <p>今後、「子どもの貧困対策に関する事業プラン」の策定が予定されているが、今回の2次評価結果も踏まえ、関係部局間の連携を強化しながら、実りあるプランの策定に努められたい。</p>	

※ 上記施策は吹田市第3次総合計画上の施策ではなく、所管による施策評価を実施していないため、施策評価の1次評価欄を設けていない。

2 事務事業評価

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)	
			1次評価(担当室課)		行政評価委員会での主な意見等			2次評価(行政評価委員会)
1	1682 子どもの生活支援事業	家庭児童相談課	継続	<p>平成28年度より子どもの貧困問題を検討するために設置された庁内横断組織である「子どもの貧困対策に関するワーキングチーム」を設置し、子どもの貧困の解消及び貧困の連鎖を断ち切るための課題への取組みを進めており、今後は既存事業の見直しや新規事業といった具体的な施策の検討や貧困の解消や生活実態の改善を図るために必要な指標の設定を行うとともに「子どもの貧困対策に関する事業プラン」を策定します。</p>	<p>(1)子どもの生活に関する実態調査を実施し、そこで抽出された課題を解決するためにワーキングチームが構成され、子どもの貧困対策に取り組む道筋がついたことは評価に値する。 (2)事業の目的に対する達成度について、客観的に把握できる指標を設定する必要がある。例えば、新たな事業の構築なども、指標の1つになるのではないか。 (3)他の施策及び事務事業への波及効果を定性的評価として示してはどうか。 (4)母集団の規模を推定し、潜在的なニーズがどの程度であるかを見積もる必要がある。</p>	継続	<p>1次評価どおりとする。 ただし、左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定すること。</p>	<p>「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針案」において、教育や生活等の課題に対して、子供の貧困対策に資するものとして市の事業を抽出し位置付けております。 今後、他の既存事業で応援施策への位置づけが適当と判断されれば適宜追加するとともに、応援施策をもとに事業の新規拡充等を検討していきます。 指標につきましては、本方針において、子供の学習環境や雇用・経済面等の分野で、国の大綱に示されている指標や、市独自で設定した指標を用いて、吹田市の子供が置かれている現状を把握し、子供の貧困の可視化を図っております。</p>
2	1580 生活困窮者子どもの学習支援事業	生活福祉室	拡充	<p>平成28年8月から子どもの学習支援教室を開始し、子ども健全育成生活支援員との事業と連携をとって実施しています。平成28年度は、市内南北2か所の公共施設で、週に2日、1回2時間で実施しました。各教室の定員は15人程度です。実際の教室利用者は29人で高校進学率は100%でした。利用者の中には不登校やひきこもり状態の子どもも含まれており、学校やスクールソーシャルワーカー、児童関係部署と連携をとりながら担当ケースワーカーや子ども健全育成生活支援員が子どもの学習支援教室への参加を促しました。当該生徒は、子どもの学習支援教室へ参加できるようになったことが自信となり、中学校にも登校するようになって志望校に合格しました。 今後は、より学力を向上させるために、早い時期から学習を行う必要があり、中学2年生も参加できるような規模の確保、不登校状態の生徒への支援の充実や高校進学後の中退防止が課題となっており、今後の事業内容について検討しています。</p>	<p>(1)生活困窮世帯の子どもすべてを対象とした、事業実施にかかる年次計画が必要である。 (2)成果指標として、進学率を設定していることは妥当と思われるが、1つの事務事業に対して、目的や期待される成果をつめこみすぎているため、設定されている成果指標だけで測定できているのか、分かりにくくなっている。 (3)進学率の増減で評価を行う方法でもよいと思うが、大阪府の生活困窮者家庭の進学率との差を示すと、効果がよくわかると思われる。 (4)放課後学習支援事業との役割分担を明確にし、小学生を対象とすることも含めて、事業の統合や連携について検討するべきである。 (5)対象者が増える傾向にあり、支援員の体制を検討する必要がある。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。 なお、現状の評価が十分とは言えず、「拡充」の必要性について再度検討すること。</p>	<p>本事業は、生活困窮世帯の子供の多くが、不登校や家庭内の環境に課題があることが多く、それらを解決していくために子ども健全育成生活支援員を配置し、生活支援を行いながら、学習支援教室を一体的に実施するものです。 成果指標は、「進学率」のほか、平成30年度から「各学年毎の成績向上率」や生活保護受給世帯の子供の「高校中退率」、「就職率」、「生活保護からの自立(脱却)率」を設定し、事業の効果分析と事業改善に取り組むとともに、本事業の拡充のあり方についても引き続き検討していきます。</p>

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)		
			1次評価(担当室課)		行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)			
3	835	高等学校等学習支援金支給事業	学務課	継続	<p>本事業は、本市に居住し、前年の世帯合計所得額が市民税所得割非課税措置に準ずる所得額以下で、高等学校・特別支援学校(高等部)・高等専門学校又は専修学校の高等課程等に在学している者に対して、学習支援金を年2回に分けて支給している。</p> <p>国や大阪府において高等学校等の授業料については援助があるものの、依然として授業料以外の学校教育費は高額で経済的負担が残っている。生活困窮世帯に暮らす子どもにとって、修学環境は厳しい状況が続いており、学校教育費の負担軽減を図り、教育の機会均等の保障に寄与する事業として、今後も事業の継続が望ましいと考える。</p>	<p>(1)活動指標として、支給者数を設定してはどうか。</p> <p>(2)この制度によって、対象者の就学環境の向上にどの程度貢献できたかということ成果指標で測定してはどうか。例えば、吹田市の高校生の学習時間や読書時間あるいは中退率を設定してはどうか。</p> <p>(3)この制度は申請主義をとっているが、潜在的なニーズを把握できていないと思われる。対象者数の的確な把握に努めるべきである。</p> <p>(4)学用品等に一番お金がかかる時期は4月であると思われるので、なんとか工夫して、支給時期を早められるよう、検討するべきである。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>(1)活動指標に支給者数を設定することは差し支えありません。</p> <p>(2)成果指標については、提案された概念について理解はできるものの、本制度受給者の受給前後の比較調査ができない状況では指標には馴染まないものと考えます。</p> <p>(3)対象者の的確な把握については、所得情報が本人同意の上でしか取得できない中、対象者と推測される方への直接的な働きかけはできず、可能な限りの広報、周知により申請を待つ以外に方法はないと考えます。</p> <p>(4)支給時期の前倒しについては、前年所得によって判定することから、4月の支給は不可能です。</p>
4	836	小学校就学援助事業	学務課	継続	<p>本事業は、学齢児童が経済的理由によって就学が困難とならないように必要な援助を行うことが法令で義務付けられている事業であって、申請世帯の前年の世帯合計所得金額が生活保護基準を基に算出した認定基準額以下の保護者に学用品費・学校給食費等を年3回に分けて支給している。生活困窮者世帯に暮らす子どもにとって、就学環境は厳しい状況が続いており、義務教育の機会均等、就学の保障を図るうえで、本事業の果たす役割は大きく、今後も継続していくことが重要であると考えます。</p>	<p>(1)活動指標として、支給者数を設定してはどうか。</p> <p>(2)この制度によって、対象者の就学環境の向上にどの程度貢献できたかということ成果指標で測定してはどうか。例えば、受給者の出席日数、成績や修学旅行の参加率の変化などを設定してはどうか。</p> <p>(3)この制度は申請主義をとっているが、潜在的なニーズを把握できていないと思われる。対象者数の的確な把握に努めるべきである。</p> <p>(4)生活困窮者世帯では、支給された就学援助を生活費に使うこともあり、子どもの支援につながらないこともあるので、費用を直接学校に支払い、その残額を世帯に支給する方式を検討するべきである。</p> <p>(5)学用品等に一番お金がかかる時期は4月であると思われるので、なんとか工夫して、支給時期を早められるよう、検討するべきである。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>(1)活動指標に支給者数を設定することは差し支えありません。</p> <p>(2)成果指標については、提案された概念について理解はできるものの、本制度受給者の受給前後の比較調査ができない状況では指標には馴染まないものと考えます。</p> <p>(3)対象者の的確な把握については、所得情報が本人同意の上でしか取得できない中、対象者と推測される方への直接的な働きかけはできず、可能な限りの広報、周知により申請を待つ以外に方法はないと考えます。</p> <p>(4)支給する援助費の振込先については、現状でも学校諸費滞納世帯等については保護者同意及び学校長の依頼に基づき、学校口座への直接振込を実施しております。</p> <p>(5)支給時期の前倒しについては、前年所得によって判定することから、4月の支給は不可能です。ただし、新入学学用品費については、前年度予算での執行を前提として支給時期を前倒しするべく準備中です。</p>

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)		
			1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)				
5	837	小学校特別支援教育就学奨励事業	学務課	継続	<p>本事業は、本市立小学校の支援学級に在籍する児童及び通常学級に在籍し学校教育法施行令第22条の3に該当する児童の保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを法令等で義務づけられている事業であり、支給対象となる保護者に対して学用品費・給食費等を年2回に分けて支給(支給額は就学援助費の1/2)している。昨今の社会経済状況の低迷を反映して、就学環境は厳しい状況が継続している中、義務教育の機会均等、就学の保障を図るうえで、本事業の果たす役割は大きく、今後も維持・継続していくことが重要であると考え。</p>	<p>(1)活動指標として、支給者数を設定してはどうか。 (2)この制度によって、対象者の就学環境の向上にどの程度貢献できたかということ成果指標で測定してはどうか。例えば、受給者の出席日数や成績を設定してはどうか。 (3)この制度は申請主義をとっているが、潜在的なニーズを把握できていないと思われる。対象者数の的確な把握に努めるべきである。 (4)生活困窮者世帯では、支給された就学援助を生活費に使うこともあり、子どもの支援につながらないこともあるので、費用を直接学校に支払い、その残額を世帯に支給する方式を検討するべきである。 (5)学用品等に一番お金がかかる時期は4月であると思われるので、なんとか工夫して、支給時期を早められるよう、検討するべきである。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>(1)活動指標に支給者数を設定することは差し支えありません。 (2)成果指標については、提案された概念について理解はできるものの、本制度受給者の受給前後の比較調査ができない状況では指標には馴染まないものと考えます。 (3)対象者の的確な把握については、所得情報が本人同意の上でしか取得できない中、対象者と推測される方への直接的な働きかけはできず、可能な限りの広報、周知により申請を待つ以外に方法はないと考えます。 (4)支給する援助費の振込先については、現状でも学校諸費滞納世帯等については保護者同意及び学校長の依頼に基づき、学校口座への直接振込を実施しております。 (5)支給時期の前倒しについては、前年所得によって判定することから、4月の支給は不可能です。また、就学援助制度とは制度趣旨が異なり就学奨励費であることから支給時期を早める必然性は少ないと考えます。</p>
6	838	中学校就学援助事業	学務課	継続	<p>本事業は、学齢生徒が経済的理由によって就学が困難とならないように必要な援助を行うことが法令で義務付けられている事業であって、申請世帯の前年の世帯合計所得金額が生活保護基準を基に算出した認定基準額以下の保護者に学用品費等を年3回に分けて支給している。 生活困窮世帯に暮らす子どもにとって、就学環境は厳しい状況が続いており、義務教育の機会均等、就学の保障を図るうえで、本事業の果たす役割は大きく、今後も継続していくことが重要であると考え。</p>	<p>(1)活動指標として、支給者数を設定してはどうか。 (2)この制度によって、対象者の就学環境の向上にどの程度貢献できたかということ成果指標で測定してはどうか。例えば、受給者の各行事参加率や修学旅行の参加率の変化などを設定してはどうか。 (3)この制度は申請主義をとっているが、潜在的なニーズを把握できていないと思われる。対象者数の的確な把握に努めるべきである。 (4)生活困窮者世帯では、支給された就学援助を生活費に使うこともあり、子どもの支援につながらないこともあるので、費用を直接学校に支払い、その残額を世帯に支給する方式を検討するべきである。 (5)学用品等に一番お金がかかる時期は4月であると思われるので、なんとか工夫して、支給時期を早められるよう、検討するべきである。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>(1)活動指標に支給者数を設定することは差し支えありません。 (2)成果指標については、提案された概念について理解はできるものの、本制度受給者の受給前後の比較調査ができない状況では指標には馴染まないものと考えます。 (3)対象者の的確な把握については、所得情報が本人同意の上でしか取得できない中、対象者と推測される方への直接的な働きかけはできず、可能な限りの広報、周知により申請を待つ以外に方法はないと考えます。 (4)支給する援助費の振込先については、現状でも学校諸費滞納世帯等については保護者同意及び学校長の依頼に基づき、学校口座への直接振込を実施しております。 (5)支給時期の前倒しについては、前年所得によって判定することから、4月の支給は不可能です。ただし、新入学学用品費については、前年度予算での執行を前提として支給時期を前倒しするべく準備中です。</p>

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)		
			1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)				
7	839	中学校特別支援教育就学奨励事業	学務課	継続	<p>本事業は、本市立中学校の支援学級に在籍する生徒及び通常学級に在籍し学校教育法施行令第22条の3に該当する生徒の保護者の経済的負担を軽減することにより、特別支援教育の普及奨励を図ることを法令等で義務づけられている事業であり、支給対象となる保護者に対して学用品費等を年2回に分けて支給(支給額は就学援助費の1/2)している。</p> <p>昨今の社会経済状況の低迷を反映して、就学環境は厳しい状況が継続している中、義務教育の機会均等、就学の保障を図るうえで、本事業の果たす役割は大きく、今後も維持・継続していくことが重要であると考えます。</p>	<p>(1)活動指標として、支給者数を設定してはどうか。</p> <p>(2)この制度によって、対象者の就学環境の向上にどの程度貢献できたかということ成果指標で測定してはどうか。例えば、受給者の進学率、就職率あるいは出席日数を設定してはどうか。</p> <p>(3)この制度は申請主義をとっているが、潜在的なニーズを把握できていないと思われる。対象者数の確かな把握に努めるべきである。</p> <p>(4)生活困窮者世帯では、支給された就学援助を生活費に使うこともあり、子どもの支援につながらないこともあるので、費用を直接学校に支払い、その残額を世帯に支給する方式を検討するべきである。</p> <p>(5)学用品等に一番お金がかかる時期は4月であると思われるので、なんとか工夫して、支給時期を早められるよう、検討するべきである。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>(1)活動指標に支給者数を設定することは差し支えありません。</p> <p>(2)成果指標については、提案された概念について理解はできるものの、本制度受給者の受給前後の比較調査ができない状況では指標には馴染まないものと考えます。</p> <p>(3)対象者の的確な把握については、所得情報が本人同意の上でしか取得できない中、対象者と推測される方への直接的な働きかけはできず、可能な限りの広報、周知により申請を待つ以外に方法はないと考えます。</p> <p>(4)支給する援助費の振込先については、現状でも学校諸費滞納世帯等については保護者同意及び学校長の依頼に基づき、学校口座への直接振込を実施しております。</p> <p>(5)支給時期の前倒しについては、前年所得によって判定することから、4月の支給は不可能です。また、就学援助制度とは制度趣旨が異なり就学奨励費であることから支給時期を早める必然性は少ないと考えます。</p>
8	893	子どもサポートチーム事業	指導室	拡充	<p>いじめ・不登校、児童虐待の個別課題を有する児童・生徒の人数やケースは増える一方で、内容においても学校だけでは対応が困難な事例が多くなっている。そのような中では、校内の支援体制の構築および子どもサポートチームのスクールソーシャルワーカー等が、福祉的な視点をもった第三者的立場で児童・生徒に接することや、学校関係者と見立てを行い、保護者等との面談を実施することに加えて、活用に関する研修をさらに充実させる必要がある。</p> <p>本市においては、次代の人材発掘、育成を行うため、大学からのスクールソーシャルワーカー実習生を積極的に受け入れていることに加えて、平成28年度から、より多くの児童生徒に関わり、見立てを行い、必要な支援につなげるためにスクールソーシャルワーカーサポーターを配置し、スクールソーシャルワーカーの一助となっているが、十分な人材確保には至っておらず、全ての課題に対応できてとは言えない。以上のことから、諸問題の未然防止や早期解決等を図るためにも本事業の拡充が必要である。</p>	<p>(1)事業目的が詰め込まれすぎている。主たる目的と副次的効果に分けて整理するべきである。</p> <p>(2)事業の必要性は理解できるが、今後の方向性を「拡充」とする明確な理由が説明できていない。具体的な数字をあげて説明するべきである。</p> <p>(3)支援に至らない児童生徒の見込みはどれぐらいか。費やせる時間が短いとあるが、十分な対応を行うためには、何時間必要なのか。拡充の必要性を説明するためには、ニーズの実態も示す必要がある。</p> <p>(4)スクールソーシャルワーカーの従事時間数を、相談件数や生徒数で割るなどすれば、拡充の必要性を訴えやすくなると思われる。</p> <p>(5)子どもの貧困対策は、子どもの兆候を捕まえられる教育や保育の現場で、迅速かつ確実な対応を取ることで効果を発揮する。そのため、SSWやSCを充実させることが必要である。</p> <p>(6)不登校児童・生徒支援事業との役割分担を明確にするべきである。</p> <p>(7)早期解決に向けた取組については把握したが、未然防止の取組が十分でないと感じる。研修を実施し、その効果を客観的に把握できる指標を設定する必要がある。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p> <p>なお、現状の評価が十分とは言えず、「拡充」の必要性について再度検討すること。</p>	<p>早期解決と未然防止に向けた取組に対する効果の検証を様々なデータから行います。</p> <p>また、成果指標の見直しをします。</p>

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応 (事務事業)		
			1次評価 (担当室課)		行政評価委員会での 主な意見等			2次評価 (行政評価委員会)	
9	895	放課後学習支援事業	指導室	拡充	<p>児童・生徒は、分からないところを丁寧に教えてもらうことで、少しずつ理解できる部分が増え、学力向上につながっていると同時に、そのことが「やればできる」という自己肯定感につながっている。また、保護者からの肯定的な意見も多く、学習意欲の醸成や学習習慣の定着に効果があると考えられる。また、近隣市町の同事業の謝礼金額と比較しても少ないことや学校現場における本事業の必要性の高さを鑑み、学習支援者確保の観点からも、今後、条件整備を進め本事業を拡充していく必要がある。</p>	<p>(1)すべての児童・生徒を対象にしたこの事業が、すべての小・中学校で充足していれば、生活困難世帯を対象にした学習支援教室事業の必要性は低くなると思われる。両事業をいきなり統合するのは難しいと思われるが、今後、施策全体の評価を通して両事業のより効果的で有効な実施方法を検討する中で、両事業の再構築も検討するべきである。</p> <p>(2)生活困窮者子どもの学習支援事業にこの事業を取り込むことで、連続的に子どもの学習支援を行い、事業の効果を高めることができると思われる。</p> <p>(3)支援が必要な児童・生徒が多い学校に、支援が届いているか判断ができない。一部の学校でしか実施できていないので、他の学校にも広げることは、意義のあると思われるが、支援が必要な対象校であるか、十分な精査が必要である。</p> <p>(4)謝礼の単価アップは、事業導入時の考え方と全く異なるものである。まずは、効果の検証と、事業の見直しを行うべきである。</p> <p>(5)成果指標として、学習時間や読書時間を設定してはどうか。</p> <p>(6)費用対効果は高いと思われるため、拡充する意義はあるのではないかと。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p> <p>なお、現状の評価が十分とは言えず、「拡充」の必要性について再度検討すること。</p>	<p>効果の検証を様々なデータから行います。</p> <p>また、成果指標の見直しをします。</p>

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)
			1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)		
10	920	出張教育相談事業	教育センター	<p>継続</p> <p>平成28年度は1校に35回派遣、5校に30回派遣、1校に23回派遣、25校に18回派遣、桃山台小学校と千里たけみ小学校の2校に合計35回派遣、また2校に午後から20回から25回程度の派遣を行いました。平成26年度より教育相談員のうち1名分の枠を発達相談員1名分に転換しており、教育相談員1名減員の状況ではニーズの増加に応えることが難しいため、各校での実績を反映させながらニーズに十分応えられるよう、さらに工夫・改善を検討していく必要があります。また、行政直営で事業実施することの必要性については、現時点ではこのような内容で事業を実施し、学校との連携がとれるNPO団体や事業者への委託が難しいため、引き続き行政直営で実施していきます。平成29年度からは、相談員の超過勤務解消のために派遣回数を15・20回に縮小しています。(20回校(南山田・東山田・千一・佐井寺)、15回校(左記4校を除くしない残り32校))</p>	<p>(1)成果指標を活動指標としてはどうか。事業目的が学校での課題の減少、安定した学校生活、学力の向上であれば、事業の効果を客観的に把握できる成果指標を設定する必要がある。</p> <p>(2)成果指標として、不登校や問題行動などの解消率を設定してはどうか。また、学力向上や相談件数などから指標を作成することも考えられる。</p> <p>(3)限られた人員で効率的に相談に応じる手段を検討するべきである。</p> <p>(4)本事業については、民業との関係も検討する必要がある。</p> <p>(5)教育相談員の派遣は、小学校だけでよいのか。中学校との連携が必要ないのか、検討するべきである。</p>	<p>改善見直し</p> <p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>(1)(2)事業の効果を客観的に把握する指標として、相談の最終数と主訴解消率を挙げます。主訴解消率については、「不登校」について取りあげます。また、カウンセリングという側面から考えると、心の悩み等は数値化しにくいこともあり、相談者の了解のもと、主訴解消に至った流れを、効果の一として報告することを検討しております。</p> <p>(3)派遣回数については、今年度(平成29年度)より回数を減らして実施しております。このことより、出張教育相談に申し込んだが、予約がいっぱいで断るもしくは来所相談につなぐケースが見られました。現状や学校のニーズを受けながら、出張教育相談の充実に努めてまいります。</p> <p>(4)外部委託については、学校で行う教育相談であり、より高度な個人情報を取り扱うことに加え、いじめや虐待など学校や関係機関との連携が求められる事案もあることから、教育センターの直営が適当です。</p> <p>(5)中学校には府からスクールカウンセラーが配置されております。スクールカウンセラーとは、毎年引継ぎ研修の実施に加え、適宜情報共有も行い、連携を図っております。</p>

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)		
			1次評価(担当室課)		行政評価委員会での主な意見等			2次評価(行政評価委員会)	
11	921	不登校児童・生徒支援事業	教育センター	継続	<p>入会前の保護者の思いや児童・生徒の状況把握を丁寧に進めていくためには「家庭訪問」活動・「光の森」活動・「学びの森」活動のそれぞれの特徴・目的といった活動の概念を周知徹底することが必要です。また、入会手続きについても学校訪問等を充実させることで、学校と各活動スタッフ、フレンドの連携を深め、児童・生徒の学校復帰につながるよう取組を推進しています。</p> <p>今後も「学校復帰を目指すシステム」であることを念頭に置き、学校・担任と児童・生徒、保護者、そしてスタッフの連携を強化しながら事業を継続していく必要があります。</p>	<p>(1)子どもサポートチーム事業との役割分担を明確にするべきである。</p> <p>(2)成果指標が未設定であり、事業の効果を客観的に把握できない。例えば、学校への復帰率、高校進学率、不登校や問題行動解消率を成果指標として設定してはどうか。</p> <p>(3)不登校児童・生徒に対する手厚い支援を行っているが、事業費の効率が悪いように思われる。適応指導教室の運営方法を再検討する必要がある。</p> <p>(4)学校復帰者に関する達成状況をどうとらえているか。施設運営について、見直す必要がある。</p>	改善見直し	<p>左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。</p>	<p>(1)不登校児童・生徒支援事業は不登校になってしまった児童・生徒の早期の学校復帰を支援する事業です。一方、子どもサポートチーム事業は不登校や虐待等を早期発見、早期対応する事業です。このような役割分担の下、連携を取りながら、児童・生徒の学校生活を支援しております。</p> <p>(2)市適応指導教室の事業の効果を客観的に把握するために、学校への復帰率及び高等学校や専門学校等への進学率を成果指標として設定いたします。</p> <p>(3)吹田市は適応指導教室として「光の森」「学びの森」の2施設を運用し、特性の異なる幅広い児童・生徒を学校復帰に向けて支援しており、これは他市にはない吹田市の大きな特色です。そのような特色を活用しながら、より効率的な運用について研究して参ります。</p> <p>(4)2施設を平均した学校復帰率は62.5%となりますが、専属臨床心理士の知見を元に、支援員や研究員、ボランティアスタッフが継続的に支援することにより、近隣他市では支援が難しい、人と関わるのが困難な児童・生徒も、個別の活動の中で、学校復帰や進学につながる支援しております。</p>

平成29年度行政評価2次評価結果

施策名	子どもの貧困対策(保護者に対する就労の支援・経済的支援)			
総合計画の体系	第	-	章	-
	第	-	節	-
	第	-	細節	-

1 施策評価 (※)

部名	都市魅力部、児童部、福祉部	2次評価結果に対する対応(施策)
行政評価委員会での主な意見等	<p>(1)子どもの貧困対策については、基本的に拡充が求められる事業とはいえ、効果的かつ効率的な実施が求められる。事業評価、施策評価、またその中で設定される成果指標などを活用し、事業の再構築も含めた検討を行い、ニーズに適合した事業を効果的かつ効率的に実施するべきである。</p> <p>(2)国や府からの委任事務が多く、事業の必要性などの評価はできないが、事業実施の効率性を評価することは可能であるため、事務効率などを評価するべきである。</p> <p>(3)保護者に対する就労の支援に関しては、窓口の一本化により効率化できる場合があるため、検討するべきである。</p>	<p>複合的な要因を抱える子供の貧困問題には、すべての部局が連携・協力して取り組んでいくことが重要です。</p> <p>そのために、既存の事業について「子供の貧困対策に資する」という視点で見直し、関連するものを体系的に位置づけた「吹田市子供の夢・未来応援施策基本方針案」を策定し、すべての職員が子供の貧困をしっかり意識し、全庁が共通認識を持って一丸となって取り組んでいきます。</p> <p>同方針では、実施効果の検証に資するだけでなく、見えにくいとされている子供の貧困の可視化に資するものを指標に設定しています。</p>
行政評価委員会による総合評価	<p>子どもの貧困対策という施策全体の中で、事務事業間での重複部分や隙間部分がないかを総合的に検討するとともに、各事務事業の進捗が把握できる指標設定を行ったうえで、実施効果について検証を行うこと。</p> <p>今後、「子どもの貧困対策に関する事業プラン」の策定が予定されているが、今回の2次評価結果も踏まえ、関係部局間の連携を強化しながら、実りあるプランの策定に努められたい。</p>	

※ 上記施策は吹田市第3次総合計画上の施策ではなく、所管による施策評価を実施していないため、施策評価の1次評価欄を設けていない。

2 事務事業評価

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)	
			1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)			
1	221	地域就労支援事業	地域経済振興室	継続 求職者の就労を促進することで、市民の自立をすすめるとともに、地域経済の活性化に資することができる。今後も継続して市民のための就労支援を実施していく必要がある。	(1)JOBナビすいたの独自効果を把握できる、適切な成果指標の設定について、再度検討するべきである。 (2)ひとり親家庭自立支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業で実施されている、それぞれの就労支援との関係性について整理するべきである。 (3)ハローワークとの役割分担を明確にするべきである。 (4)市が行う就労支援には、市内企業に対する人材供給という側面もあると思われる。成果指標として、地元の企業にとってどのようなメリットがあるかを、明示してはどうか。 (5)費用対効果が低く、工夫を必要とする時期に来ている。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	関係機関との定期的な連携会議などの場を設定し、事業改善の検討も含め効果的・効率的な事業運営に努めます。指標については、市内・市外別の就職者数、正規及び非正規雇用率、企業での定着率など、吹田市の就労支援施設としての事業効果をより把握できる適正な指標を検討します。
2	265	児童扶養手当給付事業	子育て給付課	継続 ひとり親家庭の生活の安定のために、法定受託事務として児童扶養手当を支給する。	(1)成果指標が未設定となっているので、再度検討のうえ、設定するべきである。 (2)過誤払金の件数や金額の減少を成果指標とすることで、適正かつ効率的な給付事務となっているかを判断することが可能になると思われる。 (3)活動指標として、人件費の効率性を数値化してはどうか。また、成果指標として、児童の学習状況や健康状況を設定してはどうか。	継続	1次評価どおりとする。ただし、左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定すること。	これまで設定していた活動指標を見直し、児童扶養手当新規受付件数を活動指標に、未設定となっていた成果指標については支給人数及び支給件数を設定し、事業の分析を行います。

事務事業番号	事務事業名	室課名	事務事業の今後の方向性(総合評価・総合評価の説明)				2次評価結果に対する対応(事務事業)		
			1次評価(担当室課)	行政評価委員会での主な意見等	2次評価(行政評価委員会)				
3	270	ひとり親家庭自立支援事業	子育て給付課	継続	ひとり親家庭への支援として他部署や他機関と連携した相談事業を展開するとともに、課題となっている就業相談の充実について、今後はより好条件での就業を実現させるために就業支援専門員を配置し、就業相談を強化する。また、ひとり親家庭が経済的に自立し、生活の安定と子どもの健やかな成長を図るために、養育費・面会交流の専門相談を実施する。	(1)成果指標として、給付金受給者の就職状況や資格の取得状況を設定してはどうか。 (2)地域就労支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業で実施されている、それぞれの就労支援との関係性について整理するべきである。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	ひとり親家庭への支援で課題となっている就業相談の充実について、平成29年7月から新たに就業支援専門員を配置し、就業支援の強化に取り組んでいることから、今後はひとり親家庭の方の就職状況を成果指標として設定し、事業の分析を行います。 また、就労支援を行っている室課で定期的な連携会議を実施し、それぞれの就労支援との関係性を整理してまいります。
4	273	ひとり親家庭医療費助成事業	子育て給付課	拡充	府の補助事業として医療費の自己負担の一部を助成することで、ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図り、子どもの福祉を増進している。今後大阪府の福祉医療費助成制度の再構築に伴い、訪問看護ステーションが行う訪問看護への助成拡充や、裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者に対象を拡充する予定としている。 なお、入院時の食事療養費については、市単費で助成しているが、在宅医療との公平性の観点から在り方を検討する必要がある。	(1)拡充にあたっては、有効性の向上を図る必要がある。 (2)目標を明確にし、成果指標として具体的に設定することで、客観的評価が可能になると思われる。成果指標が未設定となっているので、再度検討のうえ、設定するべきである。 (3)助成を受けている子どもの健康状態と子ども全体の健康状態を数値化し、その差をみることで、効果を測定することができるのではないかと。 (4)府に追従するだけでなく、本市独自の施策を踏まえた内容への拡充を検討する必要がある。	拡充	1次評価どおりとする。ただし、左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切な指標を設定すること。	これまで設定していた活動指標を見直し、医療証の新規受付件数を活動指標に、未設定となっていた成果指標については助成人数及び助成件数を設定し、事業の分析を行います。
5	1577	生活困窮者自立相談支援事業	生活福祉室	継続	制度の開始から2年が経過して、一定の周知は得られたが、新規相談受付件数は国の指標(目標値)の6割弱となっており、今後も市報すいたやちらしの活用などにより、制度の周知を図っていく。 就労支援に関しては、支援をした方及び就労を開始した方も増加している。また、事業の実施方法も検討していく。	(1)事業の対象者として想定される人数を母数とした指標の設定を検討してはどうか。 (2)必要な人に支援が行き渡るよう、周知方法や窓口設置の方法などについて検討するべきである。 (3)ひとり親家庭自立支援事業及び生活困窮者自立相談支援事業で実施されている、それぞれの就労支援との関係性について整理するべきである。	改善見直し	左記「行政評価委員会での主な意見等」を踏まえ、適切に指標を設定するとともに、継続的な事業改善に取り組むこと。	生活困窮者は、収入や資産等の明確な定義が無く対象者を確定することは困難ですが、就労支援に努め、就労支援者数を活動指標とし、就労支援した者のうち就労開始又は増収した者の割合を成果指標とします。 今後も事業の周知に努め、関係機関と会議等で連携し、事業のあり方を検討していきます。